

会 議 記 録

会議名 総務常任委員会

開催日 平成28年9月15日(木) 開会 午前 9時00分

閉会 午前10時40分

出席者 委 員 委員長 針 谷 育 造

小久保 かおる 松 本 喜 一 平 池 紘 士

大 出 三 夫 大阿久 岩 人 広 瀬 義 明

海老原 恵 子

傍 聴 者 大 谷 好 一 茂 呂 健 市 青 木 一 男

坂 東 一 敏 広 瀬 昌 子 古 沢 ちい子

白 石 幹 男 関 口 孫一郎 針 谷 正 夫

大 川 秀 子 千 葉 正 弘 入 野 登志子

福 富 善 明 大 武 真 一 永 田 武 志

岡 賢 治 小 堀 良 江 梅 澤 米 満

福 田 裕 司

欠席委員 渡 辺 照 明

事務局職員 事務局長 稲 葉 隆 造 議事課長 田 嶋 亘

課長補佐 金 井 武 彦 主 任 中 野 宏 仙

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

総合政策部長	早乙女	洋
総務部長	赤羽根 則	男
危機管理監	青木 康	弘
財務部長	小林 敏	恭
会計管理者	野崎 由美	子
監査委員事務局長	田中	徹
消防長	増山 政	廣
総合政策課長	小保方 昭	洋
総合政策課主幹	寺内 秀	行
秘書課長	川津 浩	章
シティプロモーション課長	高崎 尚	之
蔵の街課長	出井 章	則
遊水地課長	荒川	明
地域づくり推進課長	大橋 嘉	孝
大平地域づくり推進課長	茂呂 浩	司
藤岡地域づくり推進課長	飯塚	勝
都賀地域づくり推進課長	佐藤 真	治
西方地域づくり推進課長	田口 幸	雄
岩舟地域づくり推進課長	三柴 浩	一
総務課長	名淵 正	己
職員課長	永島	勝
情報推進課長	塚田	薫
契約検査課長	牧野 修	一
危機管理課長	榎本 佳	和
管財課長	島田 好	夫
財政課長	杉山 知	也
公共施設再編課長	島田 隆	夫
市民税課長	萩原 雄	一
資産税課長	水落 恒	夫
収税課長	福島	司
会計課長	出井	均
選挙管理委員会事務局次長	野中	守

監 査 委 員 事 務 局 次 長	出	井	裕	子
消 防 総 務 課 長	上	岡	健	司
予 防 課 長	小	島		徹
警 防 課 長	白	石		進
通 信 指 令 課 長	中 野	内	和	良
副 署 長 兼 消 防 第 1 課 長	赤	城	一	仁
副 署 長 兼 消 防 第 2 課 長	鈴	木	宏	之
議 事 課 長	田	嶋		亘

平成28年第3回栃木市議会定例会

総務常任委員会議事日程

平成28年9月15日 午前9時開議 全員協議会室

- 日程第1 議案第108号 公の施設の相互利用に関する協定の締結に伴う関係条例の整備に関する
条例の制定について
- 日程第2 議案第111号 財産の取得について
- 日程第3 議案第102号 平成28年度栃木市一般会計補正予算（第2号）（所管関係部分）
- 日程第4 認定第 1号 平成27年度栃木市一般会計歳入歳出決算の認定について（所管関係部
分）

◎開会及び開議の宣告

○委員長（針谷育造君） ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しております。

ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

（午前 9時00分）

◎諸報告

○委員長（針谷育造君） 当委員会に付託された案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

◎議事日程の報告

○委員長（針谷育造君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第108号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（針谷育造君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第108号 公の施設の相互利用に関する協定の締結に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

小保方総合政策課長。

○総合政策課長（小保方昭洋君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

ただいまご上程をいただきました議案第108号 公の施設の相互利用に関する協定の締結に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、ご説明を申し上げます。

議案書は43ページから46ページまで、議案説明書は2ページから23ページまででございます。

初めに、議案説明書からご説明をいたしますので、議案説明書の2ページをごらんいただきたいと思っております。提案理由でございますが、平成28年5月27日、茨城県古河市、埼玉県加須市、群馬県板倉町、栃木県野木町の2市2町で構成されます関東どまんなかサミット会議に加入するとともに、公の施設の相互利用に関する協定を締結いたしました。このことにより、同サミット会議構成市町の住民が市民と同額の使用料により公の施設の一部を利用することができるよう関係条例の整備を行う必要が生じたため、本条例を制定することについて議会の議決をお願いするものでございます。

改正の概要につきましては新旧対照表でご説明をさせていただき、参照条文につきましては説明を省略させていただきます。

4ページ、5ページをごらんいただきたいと思っております。5ページの改正案、栃木市勤労者体育センター条例の一部改正であります。第7条、第19条関係、別表の備考1において、市内の者の中

に同サミット会議構成市町である野木町、古河市、加須市及び板倉町に住所を有する者を加えるものでございます。

次に、栃木市渡良瀬の里条例の一部改正であります。第9条関係別表の備考3として、同サミット会議構成市町に住所を有する者は市内居住者とみなすとするものでございます。

次に、栃木市老人福祉センター条例の一部改正であります。第10条、第21条関係、別表第2となります。

7ページに移りますが、別表第2の備考第2として、同サミット会議構成市町に住所を有する者は市内居住者とみなすとするものでございます。

次に、栃木市勤労者総合福祉センター条例の一部改正であります。第8条、第18条関係、別表中、市内を市内の者、市外を市外の者と改め、同サミット会議構成市町に住所を有する者を市内の者として扱えるよう、備考において、市内の者及び市外の者の定義の整理を行うものでございます。

8ページ、9ページをごらんいただきたいと思います。栃木市公園有料公園施設に関する条例の一部改正であります。第5条関係、別表第2の各備考、9ページの1、栃木市総合運動公園から15ページの8、岩舟総合運動公園までの各備考となります。それぞれ市外の者の使用料を1.5倍の額と定めている各施設の市外の者から除かれるものとして、同サミット会議構成市町に住所を有する者を加えるものでございます。

14ページ、15ページをごらんいただきたいと思います。栃木市体育施設条例の一部改正であります。第11条、第20条関係、別表第2、15ページの1の栃木市屋内運動場使用料から23ページ、17の栃木市岩舟総合運動場使用料までとなります。備考1の市外の者から除かれるものとして、同サミット会議構成市町に住所を有する者を加えるものでございます。

続きまして、議案書をごらんいただきたいと思います。議案書の43ページとなります。こちらは制定文となります。44ページ第1条から45ページ第6条までは、先ほど新旧対照表でご説明いたしました内容で改正するための改め文でございます。

45ページの下段をごらんいただきたいと思います。附則の第1項でございますが、施行期日につきましては、平成28年10月1日からの施行となります。

46ページの第2項から第7項までにつきましては、一部改正に伴う経過措置を規定するものであり、所要の経過措置を設けた上で施行するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（針谷育造君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

松本委員。

○委員（松本喜一君） この構成2市2町ですか、この方々が市内に入ったときの使用料がどのくらい変わるのか、教えていただけますか。大体この辺まで変わるという予定があれば。

○委員長（針谷育造君） 小保方総合政策課長。

○総合政策課長（小保方昭洋君） 申しわけございません。財政的な影響がどの程度あるかというところは試算をしておりません。

○委員長（針谷育造君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） 今までのほかの2市2町の使用料というのはわかっているのですか。

○委員長（針谷育造君） 小保方総合政策課長。

○総合政策課長（小保方昭洋君） それぞれの施設の市外の者の利用者が何人ぐらいいるかというのは、調べればわかるかと思えます。ただ、それがこの構成市町である古河市、加須市、板倉町、野木町の方が何人ぐらい入っているかというところまでは、ちょっとわからないかと思えます。

○委員長（針谷育造君） よろしいですか。

○委員（松本喜一君） はい。

○委員長（針谷育造君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） 質疑なしのご意見がありました。

それでは、質疑を終了したいと思います。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） 異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第108号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第108号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第111号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（針谷育造君） 次に、日程第2、議案第111号 財産の取得についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

上岡消防総務課長。

○消防総務課長（上岡健司君） ただいまご上程をいただきました議案第111号 財産の取得についてご説明をいたします。

議案書は50ページ、議案説明書は35ページから36ページでございます。

初めに、議案説明書によりご説明をいたしますので、議案説明書35ページをごらんください。まず、提案理由であります、常備消防及び消防団相互の通信を可能とするため、デジタル簡易無線機、固定型6台、車載型1台、携帯型271台を購入することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めます。

参照条文につきましては説明を省略させていただきます。

恐れ入りますが、議案書50ページをごらんください。財産の取得についてであります、1、財産の表示につきましては、デジタル簡易無線機、登録局、固定型6台、車載型1台、携帯型271台であります。

2、取得の方法につきましては、条件つき一般競争入札であります。

3、取得予定価格につきましては、4,298万4,000円であります。

4、取得相手につきましては、宇都宮市御幸ヶ原町44番地16、宇都宮電子株式会社、代表取締役上吉原均であります。

入札した業者の数は2者、落札率は90.9%であります。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○委員長（針谷育造君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） おはようございます。ただいまご説明いただいたデジタル無線機なのですが、固定型が6台、これは本署から分署に配備をされるものと考えます。車載型が1台、これは指令車に配備をされる。残りの携帯型271台、これは常備消防、そして消防団と内訳、配備はどのように配備をするのか、詳細についてお尋ねしたいと思います。

○委員長（針谷育造君） 上岡消防総務課長。

○消防総務課長（上岡健司君） ただいまの携帯無線機の配備の状況ですけれども、まず方面隊別に栃木方面隊に84、大平方面隊が36、藤岡方面隊が34、都賀方面隊が24、西方方面隊が28、岩舟方面隊が22であります。各部長以上に配備いたしまして、そのほかは各消防車両につき2台ずつ配備する予定であります。それから、消防署と分署と本部につきましては24台配備する予定であります。

以上です。

○委員長（針谷育造君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 提案理由の中に、常備消防及び消防団相互の通信を可能とするためということでございまして、この相互通信が可能となった場合の最大のメリットというのを教えていただきたいと思っております。

○委員長（針谷育造君） 上岡消防総務課長。

○消防総務課長（上岡健司君） 昨年の豪雨災害のときの反省の中に、消防本部と消防団の連携が情

報の共有ができなかったということがございまして、今回配備をする計画になったわけですが、災害の発生している現場での団員と署員の連携を図ることによって適切な災害の対応ができるようになるものと思っております。

以上です。

○委員長（針谷育造君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 今までは受令機というものが支給されておまして、一方的な指示、命令系統がおりてくるだけの無線機だったかと思えます。それを考えますと、今度は相互の通話が可能となるということで、非常にメリットは大きいのかなと思えますが、今まで配備をされておりました受令機といいますか、無線機、こちらはどう処分をされるおつもりなのか。もし決まっているのであれば、ちょっと教えていただければと思います。

○委員長（針谷育造君） 上岡消防総務課長。

○消防総務課長（上岡健司君） デジタル型の受令機につきましては、処分はせずに今までどおりの運用を考えております。これは消防本部の指令センターからの無線の指示が全方面隊の団員に一括で流れますので、この受令機も有効な受令機だとは考えておりますので、従来のとおり継続して使用していきます。

以上でございます。

○委員長（針谷育造君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） 例えば栃木市ではあれば8分団には1、2、3、4とありますよね。その1から4までの中で無線機は1カ所に何台入るのでしょうか。

○委員長（針谷育造君） 上岡消防総務課長。

○消防総務課長（上岡健司君） 部長以上の団員の方には個人で配備いたしまして、そのほかに車両に各2台配備しますので、8分団の1部であれば車両に2台、それから部長さんということになると思います。

以上です。

○委員長（針谷育造君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） あとは部長さんということは、部長さんが逆に指示して、常時、地元にいる人に渡すということもできるのでしょうか。結局、部長さんがその地元にいらないのに連絡が来ても団員に伝わらないと、そういう状況の中で、地元にいる方を部長が指名してその無線機を預けるといってもできるのでしょうか。

○委員長（針谷育造君） 上岡消防総務課長。

○消防総務課長（上岡健司君） 各部での運用の詳細までは決めていないところですが、多分、機具置き場に置く形になるのかなというふうに思っております。

車両積載分は車両に積載しておまして、あとは出動する際に、例えば部長さんが出動できなけ

れば、そのときの一番の責任者の方がその無線機を使用して現場活動はするようになるのかなというふうには考えております。

以上です。

○委員長（針谷育造君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） 私、ちょっと昔、消防団もやったことがありますけれども、部長ではなくて、常時いる方が今までの無線機を預かっておいて、常に聞いていられる状況の方に任せているような状況なのです。ということは、そういう連絡があれば、その人から逆に動員をかけられるという状況をつくっているの、できれば常時、地元にいる方にそういう方向性を出していただきたいと思うのですが、その辺はどうでしょうか。

○委員長（針谷育造君） 上岡消防総務課長。

○消防総務課長（上岡健司君） その辺の運用に関しましては、恐らく団員ご本人の方たちのほうが使い勝手のよさというのはわかると思いますので、会議の中でも検討していこうと思いますし、こうしなければだめだよということで配備するわけではございませんので、各部の運用のしやすいようにしていただいて大丈夫だというふうに考えております。

以上です。

○委員長（針谷育造君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ないようですので、質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第111号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第111号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第102号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（針谷育造君） 次に、日程第3、議案第102号 平成28年度栃木市一般会計補正予算（第2号）の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

杉山財政課長。

○財政課長（杉山知也君） ただいまご上程いただきました議案第102号 平成28年度栃木市一般会計補正予算（第2号）の所管関係部分についてご説明いたします。

補正予算書の3ページをごらんください。議案第102号 平成28年度栃木市一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるというものであります。

歳入歳出予算の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15億1,802万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ662億5,506万8,000円とする。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるというものであります。

地方債の補正は、第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」によるというものであります。

4ページ、5ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正であります。4ページが歳入、次の5ページが歳出となっております。なお、所管関係部分の内容につきましては、後ほど事項別明細書により説明させていただきますので、ここでの説明は省略させていただきます。

6ページをお開きください。第2表、地方債補正（変更）であります。本表は、上段が補正前、下段が補正後となっております。上段の補正前の起債の目的欄の1行目、道路維持事業から、一番下の臨時財政対策債まで計8件について起債の限度額を変更するものであります。

詳細につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。なお、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては変更ございません。

ページが飛びまして、25ページをお開きください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括表であります。25ページは歳入、次の26、27ページが歳出となっておりますが、ここでの説明は省略させていただきます、引き続き所管関係部分の歳入について説明をさせていただきます。

28ページ、29ページをお開きください。9款1項1目1節地方特例交付金は、補正額57万2,000円の増額であります。説明欄の地方特例交付金につきましては、住宅借入金等特別税額控除に対する地方特例交付金の確定に伴い増額補正するものであります。

次に、10款1項1目1節地方交付税は、補正額1億6,168万3,000円の減額であります。説明欄の普通交付税につきましては、普通交付税の額の決定に伴い減額補正するものであります。

次に、14款2項1目1節総務管理費補助金は、補正額210万円の増額であります。説明欄の地域少子化対策重点推進交付金につきましては、出会い～住まいトータルサポート事業の充実を図るために活用する国の交付金であります。

30ページ、31ページをお開きください。15款2項1目1節総務管理費補助金は、補正額555万円の増額であります。説明欄のわがまち未来創造事業交付金につきましては、地域の特色を生かしながら住民みずからが実践する地域づくりの事業や共通のテーマに基づき複数の市町が連携した取り

組みを支援することで地方創生を後押しすることを目的に今年度創設された県の交付金であります。各市町の総合戦略に沿った内容で、支援期間後も継続的な展開がある事業に対し交付されるもので、今年度は6つの事業が採択されたところであります。

次に、17款1項2目1節総務管理費寄附金は、補正額1億円の増額であります。説明欄のふるさと応援寄附金につきましては、寄附の拡充策としてインターネットにおける広告配信に特化した申し込み受け付けサービスを新たに導入することに伴い増額補正するものであります。

32ページ、33ページをお開きください。18款2項1目1節財政調整基金繰入金は、補正額2億8,883万7,000円の減額であります。説明欄の財政調整基金繰入金につきましては、補正予算の財源調整として基金からの繰入りを減額補正するものであります。

次に、1つ飛びまして、6目1節ふるさと整備事業基金繰入金は、補正額780万2,000円の増額であります。説明欄のふるさと整備事業基金繰入金につきましては、文化会館施設整備事業費、都市公園管理費及びつがの里管理運営費の財源として基金からの繰入りを増額補正するものであります。

次に、17目1節ふるさと応援基金繰入金は、補正額70万円の増額であります。説明欄のふるさと応援基金繰入金につきましては、食による観光まちおこしプロジェクト事業費の財源として基金からの繰入れを行うものであります。

次に、19款1項1目1節前年度繰越金は、補正額14億6,171万7,000円の増額であります。説明欄の前年度繰越金につきましては、平成27年度からの繰越金の確定により増額補正するものであります。

次に、20款5項4目2節雑入は、補正額875万8,000円の増額であります。所管関係部分は、説明欄1行目の派遣職員給与等負担金（職員課）でありまして、栃木県観光交流課に相互交流で派遣している職員に関する県からの給与等負担金であります。

次に、21款市債であります。補正額は8,125万8,000円の増額であります。1項4目1節道路橋りょう債は、補正額1億2,170万円の増額であります。説明欄の公共事業等債（道路維持事業）につきましては、道路附属物点検事業に充てるため増額補正するものであります。

34ページ、35ページをお開きください。公共事業等債（道路新設改良事業）につきましては、市道I-139号線道路改良事業ほか2事業に充てるため増額補正するものであります。次の旧合併特例事業債（道路維持事業）につきましては、舗装修繕事業に充てる起債を減額補正するものであります。次の旧合併特例事業債（道路新設改良事業）につきましては、市道A-1号線の交通安全施設整備事業ほか6事業に充てるため増額補正するものであります。次の旧合併特例事業債（橋りょう新設改良事業）につきましては、市道233号線長宮橋橋りょう整備事業に充てる起債を減額補正するものであります。次の地方道路整備事業債（道路維持事業）につきましては、市道各号線舗装補修事業ほか2事業に充てるため増額補正するものであります。次の地方道路整備事業債（道路新

設改良事業)につまましては、市道D-311号線ほか道路新設改良事業ほか3事業に充てるため増額補正するものであります。

次に、2節河川債は、補正額300万円の増額であります。説明欄の一般事業債(その他排水施設等)(河川等整備事業)につまましては、排水路整備事業に充てるため増額補正するものであります。

次に、3節都市計画債は、補正額720万円の減額であります。説明欄の旧合併特例事業債(街路事業)につまましては、今泉川線道路整備事業に充てる起債を減額補正するものであります。

続きまして、7目1節道路橋りょう災害復旧事業債は、補正額1,200万円の増額であります。説明欄の公共土木施設災害復旧事業債(過年分)につまましては、市道2-20号線などの災害復旧事業に充てるため増額補正するものであります。

次に、7節公園災害復旧事業債は、補正額800万円の増額であります。説明欄の公共土木施設災害復旧事業債(過年分)につまましては、西方総合公園の災害復旧事業に充てるため増額補正するものであります。

次に、8目1節臨時財政対策債は、補正額6,044万2,000円の減額であります。説明欄の臨時財政対策債につまましては、臨時財政対策債の発行可能額の決定に伴い減額補正するものであります。

以上で歳入についての説明を終わります。

引き続き、所管関係部分の歳出についてご説明いたします。36ページ、37ページをお開きください。2款1項2目文書広報費は、補正額1,276万8,000円の増額であります。説明欄の文書管理費(栃木)につまましては、地方都市リノベーション事業に伴い旧本庁舎等に保存している文書を移動するため、文書の搬出、再配置に係る委託料及び文書整理に必要な消耗品費を増額補正するものであります。

次の文書発送費(栃木)につまましては、同一の郵便区内に同時に100通以上差し出すなどの条件を満たした場合、割安に発送できる区内特別郵便物の料金が6月から値上げされたほか、本庁からの発送文書が当初の見込みより増加しているため、増額補正するものであります。

次に、3目財政管理費は、補正額7億5,258万6,000円の増額であります。説明欄の財政調整基金積立金につまましては、地方財政法第7条の規定に基づき、平成27年度の決算剰余金の2分の1を下回らない額の積み立てを行うため増額補正するものであります。

次に、5目財産管理費は、補正額468万8,000円の増額であります。説明欄の庁舎管理費(栃木)につまましては、立体駐車場で西日の影響により前方が見えなくなり交通事故発生のおそれがあることから、立体駐車場の西側に遮光パネルを設置するための工事費であります。

次に、6目企画費は、補正額1億6,154万1,000円の増額であります。説明欄の総合政策課一般経常事務費につまましては、蔵の街大通り沿いにある国登録有形文化財に関し、建物の所有者から市へ寄附をしたい旨の申し出がありましたが、土地は別の方が所有していることから、土地の賃借料

を計上するものであります。また、今後、長期にわたる保存利活用が見込まれることから、当該土地の購入を検討するに当たり不動産鑑定評価を依頼するものであります。

次のふるさと応援寄附事業費につきましては、寄附に対するお礼品代及びインターネットにおける広告配信に特化した申し込み受け付けサービスを新たに導入するための使用料などを増額補正するものであります。

次の出会い～住まいトータルサポート事業費につきましては、少子化対策の一環として結婚支援事業を実施するに当たり、国の交付金を活用し内容の充実を図るため委託料を増額補正するものであります。

次のふるさと応援基金積立金につきましては、先ほどご説明した新たな拡充策により寄附金の増額が見込まれるため、積立金を増額補正するものであります。

次のご当地婚姻届事業費につきましては、まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる結婚活動への支援施策として、栃木市オリジナルデザインの婚姻届を作成、配付することで結婚に対する意識を啓発し、またご当地婚姻届を提出した利用者へ記念品を贈呈することで本市のPRを図るものであります。

次に、11目情報システム管理費は、補正額500万7,000円の増額であります。説明欄の情報セキュリティ強化対策事業費につきましては、来年7月からマイナンバー制度での情報連携が始まることから、セキュリティのさらなる強化を図るためインターネット系ネットワークのサーバ等の機器を設定する委託料が主なものであります。

次に、12目渡良瀬遊水地対策費につきましては、県のわがまち未来創造事業交付金を渡良瀬遊水地フェスティバル実行委員会負担金の一部に充てるため財源補正するものであります。

次に、13目蔵の街費は、補正額90万円の増額であります。説明欄の歌麿を活かしたまちづくり事業費につきましては、歌麿まつり実行委員会の団体等が中心となり、歌麿まつりの期間だけではなく年間を通じて活動するために本年5月に組織を改編し、歌麿を活かしたまちづくり協議会が発足されたことに伴い、従前の歌麿まつり補助事業費という事業名を変更するものであります。県のわがまち未来創造事業交付金を活用し、新規事業として歌麿夢芝居を開催するとともに、年間を通じた活動の充実を図るため補助金を増額補正するものであります。

次に、14目地域づくり費は、補正額327万2,000円の増額であります。説明欄の地域おこし協力隊募集事業費につきましては、重要伝統的建造物群保存地区に選定されている嘉右衛門町地区で来年から活動を予定している地域おこし協力隊員の募集広告料が主なものであります。

次の地域おこし協力隊活動事業費（蔵の街課）につきましては、地域おこし協力隊員の報酬や住居の借上料、その他活動経費として旅費や研修参加負担金等でありまして、3カ月分を計上してあります。

次の臨時職員共済費につきましては、地域おこし協力隊員の雇用に伴う社会保険料であります。

38ページ、39ページをお開きください。15目諸費は、補正額78万8,000円の増額であります。所管関係部分は説明欄の1行目、臨時職員共済費でありまして、本年10月から短時間労働者に対して社会保険の適用が拡大されたことに伴い増額補正するものであります。

続きまして、ページが飛びますが、68ページ、69ページをお開きください。9款1項3目消防施設費は、補正額233万3,000円の増額であります。説明欄の都賀分署施設維持費につきましては、1階事務所、2階仮眠室等の雨漏り改修工事費であります。

ページが飛びまして、72ページ、73ページをお開きください。10款4項4目文化財保護費は、補正額217万5,000円の増額であります。所管関係部分は説明欄の1行目、伝統的建造物群保存事業費でありまして、嘉右衛門町伝建地区におきましては歴史的町並みの整備に努めておりますが、将来的に目指す町並みを明確に示せていない状況であることから、地域住民とともに検討し、目指す町並みのデザインを決定することといたしました。ついては、伝建制度に精通した研究機関等にデザイン作成業務を委託するため増額補正するものであります。

以上をもちまして、平成28年度栃木市一般補正予算（第2号）に係る所管関係部分についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（針谷育造君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案につきましては、歳入歳出等を一括して審査いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しては、一問一答の方法により、ページ数もお知らせ願います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ないようですので、質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第102号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第102号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎認定第1号の質疑、討論、採決

○委員長（針谷育造君） 次に、日程第4、認定第1号 平成27年度栃木市一般会計歳入歳出決算の認定についての所管関係部分を議題といたします。

なお、本決算につきましては、8月19日の議員全員協議会及び9月12日の本委員会において既に説明は済んでおりますので、本日の委員会における説明は省略いたします。

これより審査に入ります。

お諮りいたします。審査の順序につきましては、まず歳出各款ごとの質疑、次に歳入を一括した質疑、次に実質収支に関する調書及び財産に関する調書の質疑、最後に討論、表決の順序により進めたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

まず、歳出各款ごとの質疑に入ります。1款議会費の質疑であります。188、189ページであります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方式により、ページ数もお知らせ願います。

質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ないようですので、1款の質疑を終了します。

それでは、時間はまだ早いのですけれども、2款については時間がかかるというような予想がございますので、暫時休憩をいたしたいと思っております。

（午前 9時43分）

○委員長（針谷育造君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時00分）

○委員長（針谷育造君） 次に、2款総務費及び8款土木費の所管関係部分の質疑に入ります。2款につきましては190ページから231ページ、8款は337ページの伝建まちづくり事業のみが所管となります。

質疑をお願いします。

平池委員。

○委員（平池紘土君） 191ページの国内交流事業費についてお伺いいたします。

説明の中では滝川市さんとの交流についての、たしか交通費ということだったのですけれども、以前に中央区の盆踊りとかの交流もあったと思うのですが、花火でしたか、その中央区との交流というのは去年はなかったのか、お伺いいたしたいと思います。

○委員長（針谷育造君） 小保方総合政策課長。

○総合政策課長（小保方昭洋君） 例年、中央区との交流につきましては、東京湾大華火祭交流都市懇談会といったものに参加しているほかに、大江戸まつり盆おどり大会というものに参加をしています。なお、参考までに申し上げますと、平成28年度から花火大会につきましてはオリンピック開催に向けての会場準備ということで中止になったというふうに伺っております。

○委員長（針谷育造君） ほかに質疑はございますか。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 211ページ、2款1項11目情報システム管理費の中で、中段、統合型地理情報システム費（大平）、そして統合型地理情報システム費（岩舟）ということで、2つの総合支所においてこのシステム費が活用されているわけなのですが、このシステム費の内容、そして、なぜ2カ所だけということをご説明頂戴できればと思います。

○委員長（針谷育造君） 茂呂大平地域づくり推進課長。

○大平地域づくり推進課長（茂呂浩司君） これは統合型地理情報システムなのですが、いわゆるGISというシステムでございます。これは地図を職員の方また来庁の皆様が共有化しながらいろいろな情報を得ていくということで採用しております、これにつきましては、このシステムの保守運営委託料ということでお支払いをしている金額でございます。ちなみに大平につきましては、国際興業株式会社さんのほうに保守委託料をお願いしているところでございます。

それから、大平と岩舟だけということでございますが、これはもともと合併前の大平町と岩舟町時代にGISを導入しております、その後、展開としましては、市全体というお話もお伺いしているところなのですが、まだそこまでは進んでいないというところでございます。

○委員長（針谷育造君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 多分、このシステム、私、お邪魔しまして、目の前でよくパソコン上で出しているシステムのことなのだろうと思います。このシステム、実は結構有益でありまして、ご相談をしながら横から地図を見ながらいろんなこととお話しさせていただける。大平と岩舟だけでやるよりは、住宅密集しております栃木中心部等においてこのシステムを活用することが一番本当は有益なのではないかなと思いますが、検討はしているような、していないようなご説明でしたけれども、このシステム、今後発展させるというようなご意見はあるのでしょうか。

○委員長（針谷育造君） 塚田情報推進課長。

○情報推進課長（塚田 薫君） 委員のおっしゃるとおりでして、全庁にこのGISシステムを入れたいと思っております。いろいろ計画、検討はしております。2年前からいろいろ手続は踏んでお

りますけれども、まだ導入には至っていないという状況ではございます。

○委員長（針谷育造君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 2年検討していただいて、まだ導入に至っていない。その原因というのは何なのでしょうか。

○委員長（針谷育造君） 塚田情報推進課長。

○情報推進課長（塚田 薫君） 財政的な原因でございます。

○委員長（針谷育造君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） こちら、残りの本庁、そして西方、都賀、藤岡に導入をしたときに概算でおおよそ幾らぐらいの予算措置が必要になってくるのでしょうか。

○委員長（針谷育造君） 塚田情報推進課長。

○情報推進課長（塚田 薫君） 3,000万円程度を導入すれば本庁でも導入ができます。

○委員長（針谷育造君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 3,000万円ということですので、そのほかに保守委託等も経費が毎年かかってくるのは理解しておりますが、それによって職員さんの利便性、加えて我々議会との意思疎通が図りやすくなるのであれば、いたし方ない額かなとも思いますので、さらなる検討を要望させていただきたいと思います。

○委員長（針谷育造君） ほかにございますか。

大出委員。

○委員（大出三夫君） 213ページ、上段のほうに藤岡遊水池会館の施設設備事業費がありますけれども、この内容については、今まで東側にあった狭いこの施設が遊水池会館のほうに移動したようなお話も聞いておりますけれども、面積的にはどの程度大きくなったのか、まず一つお聞きします。

○委員長（針谷育造君） 荒川遊水地課長。

○遊水地課長（荒川 明君） こちらにつきましては、今、委員ご指摘のところにつきましては、アクリメーション振興財団のほうで管理をしていた湿地資料館が遊水池会館の1階ロビー部分に、老朽化ということもございまして、移転をしたということでございます。面積につきましては、ロビーの1階部分の半分部分に移転をさせていただいたということでございますので、拡張ということではなく、今の湿地資料館の機能を会館のほうへ持ってきたという部分とあわせて、本事業費の中で市の情報発信コーナーというのをやはり1階のロビー部分に新設をしております。そういうことで、1階ロビー部分は既存であった湿地資料館プラス市の情報発信コーナーということで、市独自の情報コーナーを設けさせていただいたということでございます。よろしく申し上げます。

○委員長（針谷育造君） 大出委員。

○委員（大出三夫君） ラムサール条約に登録されてから来訪者も非常に多くなってきていると思うのですが、これらの年間を通しての人数、ここで言いますと昨年度ですか、どの程度増えてきてい

るのか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（針谷育造君） 荒川遊水地課長。

○遊水地課長（荒川 明君） 遊水地全体の来訪者、これは公表しているのは、よく議会なんかにもちょっとご答弁させていただいておりますが、昨年度で約120万人でございます。いろんなイベントを含めてその数字ということで集計をしております。そのほかについては、ただいま申し上げた遊水地会館なんかにも来ていただいておりますので、こちらについては昨年度、ガイドクラブというのも立ち上げまして案内業務なんかもしておりますが、年間ですと、その内数になりますが、ガイドクラブが遊水地内をご案内した数については約2,500人、それと遊水池会館のほうにもガイドクラブの会員さんがちょっと案内業務もしておりますので、こちらについては昨年10月から実施しておりますが、その数については約800人ほどご案内しているという実績の数でございます。

以上でございます。

○委員長（針谷育造君） 大出委員。

○委員（大出三夫君） 多くの来訪者が見えているということですが、どうもラムサール条約に登録された遊水地となると、お隣の、何市とは言いませんけれども、そちらも非常にPRが強くなされておりますので、ひとつ要望ですが、栃木市もさらなる、総面積の3分の2以上が栃木市の面積に当たりますので、さらなるPR方をひとつよろしくお願ひしたいと思います。これは要望で結構です。

○委員長（針谷育造君） 大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） 199ページの備考欄の上から4番目、固定資産台帳整備業務委託費、これの真の目的というのは何であるのか、お聞きします。

○委員長（針谷育造君） 杉山財政課長。

○財政課長（杉山知也君） 固定資産台帳整備の目的なのですが、こちらは国からの要請に基づきまして、平成29年度までに全ての自治体におきまして複式簿記を導入した財務書類を作成することになっております。その作成に当たりまして、固定資産台帳を必ず整備しなければその財務書類ができないというふうなことでございまして、こちらの固定資産台帳を整備することによりまして財務書類ができるというふうなこととあわせまして、全国の自治体との比較が可能になるようなこととなります。

以上でございます。

○委員長（針谷育造君） 大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） 説明の中で2年計画という形だったのですが、やっぱりこれは2年というのは国のほうからのあれで2年計画ということですか。

○委員長（針谷育造君） 杉山財政課長。

- 財政課長（杉山知也君） 国のほうからの指示ということではございませんで、まず平成27年度につきましては、固定資産台帳の整備に当たりまして各課の資産の調査を行いまして、あと、それを評価する基準というのを平成27年度に作成いたしました。平成28年度につきましては、それを実際に評価しまして台帳を作成するというような業務になりまして、通常、ほかの自治体なんかでも大体2年ぐらいかけて行っているところですよ。栃木市につきましては、1市5町合併しておりますので、かなり資産、財産のボリュームもあるということで、2年程度かかるということでございます。
- 委員長（針谷育造君） 大阿久委員。
- 委員（大阿久岩人君） これは前回というか、初めてやる仕事なのか。何年前にこれもやりましたというのがわかれば、ちょっとお願いしたいのですけれども。
- 委員長（針谷育造君） 杉山財政課長。
- 財政課長（杉山知也君） これまで公有財産台帳ということで、土地とか建物とかの資産につきましては管理しておったのですが、今回の固定資産台帳というのは、そういったものも含めまして、全ての財産について一元的に把握するというものなので、こうした取り組みは初めてでございます。
- 委員長（針谷育造君） 大阿久委員。
- 委員（大阿久岩人君） わかりました。
- 委員長（針谷育造君） 松本委員。
- 委員（松本喜一君） 201ページ、庁舎管理費の栃木なのですけれども、前にもお話ししたのですけれども、立体駐車場使用についての要望をしたのですけれども、東武デパートのお客様が利用しているのです、多少は東武から負担金をいただきたいという要望しているのですけれども、その辺はどのようになったのか、お聞かせ願いたいと思います。
- 委員長（針谷育造君） 島田管財課長。
- 管財課長（島田好夫君） 前回にご質問いただきましたので、お答えしたと思うのですが、東武からは別途にもらう検討はしていないということでお答えしたと思います。
- 委員長（針谷育造君） 松本委員。
- 委員（松本喜一君） ぜひ東武からも多少なりとも負担をしていただきたいと思うのですけれども、これからも検討しないのでしょうか。
- 委員長（針谷育造君） 島田管財課長。
- 管財課長（島田好夫君） 一応東武のほうからは、賃料とか電気料、下水道使用料、水道料、一応いただいています。立体駐車場については、市民の方、もちろん東武に来ている方もいるのですが、要は市民の方が東武で買い物をしたり、逆に買い物した方が市役所へ寄ったり、あとは観光で来ていただくこともあります。そういうのもありますので、市の施設ということで、立体駐車場については、使用料というか、もらわないということにしたいと思います。これについては、前回、議員のほうから要望ということでお話があったと思いますが、一応今後についても使用料としてはいた

だくことはない形で持っていきたいと思います。

○委員長（針谷育造君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） 関連ですけれども、東武デパートの従業員はこの立体駐車場に駐車していないのしょうね。

○委員長（針谷育造君） 島田管財課長。

○管財課長（島田好夫君） 東武の社員及び市の職員も別個に土地を借りまして、駐車場を借りていますので、使っておりません。

○委員長（針谷育造君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） その辺は、はっきりしないと、市の職員は使ってはだめ、東武の社員は使っているということがあったら非常にまずい状況になりますので、その辺の指導はよろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（針谷育造君） 島田管財課長。

○管財課長（島田好夫君） その件については、当初、東武さんが入るときに一応決め事になってますし、今は、たまに駐輪、自転車を置く方もいるので、その方には注意していますが、車については置いていないようになっています。

○委員長（針谷育造君） ほかにございますか。

小久保副委員長。

○副委員長（小久保かおる君） 207ページの西方地域タイムカプセル開封事業費について、どういうことだったのでしょうか。確認をしたくて質問させていただきました。

○委員長（針谷育造君） 田口西方地域づくり推進課長。

○西方地域づくり推進課長（田口幸雄君） 旧西方町が平成6年に町制施行を行いまして、翌年になったわけですが、平成7年にそれを記念して、一般の方々、それから小中学生に20年後に自分宛ての手紙を送ろうというふうな形でタイムカプセルを埋蔵するというふうな事業を行いました。その20年後が、たまたま平成27年というふうなことで、昨年度。昨年度市制施行5周年記念というふうなものもございましたので、それに合わせまして、11月になってしまったのですが、開封事業というふうな形で実施をいたしました。

中身なのですが、全部で734点ほどのはがきとか、手紙とか、作文とかが入っておりました。たまたま当時平成7年のときにそういった名簿等もつくっていなかったものですから、中身が全然わからずにどのようになるのか、手探りの中、実施したわけですけれども、そういった形で一般の方からも27件ほど、それから小中学生、それから役場職員といった形で734点の埋蔵物がございました。一応全てを手渡ししたいというふうな形ではいたのですが、やはり当日、または期間をあけたうちで直接手渡しできたのが163件、残りにつきましては郵送というふうな形で、住所のわかる方には送らせていただきました。あとは、やはり住所もわからない方につきましては、ホームページ

等々でお知らせして、随時わかった方にはお渡しするような形をとっております。

以上です。

○委員長（針谷育造君） ほかにございますか。

平池委員。

○委員（平池紘土君） 193ページの職員福利厚生事業費について、ちょっとお伺いします。

これは今年度からメンタルヘルス対策委託費ということで、いわゆるストレスチェックという制度が昨年12月1日からスタート、義務づけられたということになっているわけなのですが、とりあえず平成27年度の実績でも構いませんし、現状でも構わないのですが、今、そういった精神的な部分でお休みになられている職員の数というものがわかりましたら、お伺いしたいと思えます。

○委員長（針谷育造君） 永島職員課長。

○職員課長（永島 勝君） まず、今現在の数字で申し上げさせていただきたいと思えます。休業、3カ月の病気休暇を過ぎたものが2人、それと、まだ3カ月に満たない、1カ月にいったばかり、そういった人が3名いらっしゃいます。全部で5名ということになります。

○委員長（針谷育造君） 平池委員。

○委員（平池紘土君） そういったストレスチェックとか、今年度からスタートするわけですが、ぜひしっかりケアできるように対策のほうをよろしくお伺いしたいと思います。要望で大丈夫です。

○委員長（針谷育造君） 大出委員。

○委員（大出三夫君） 219ページの市税等収納員につきましてお聞きしたいのですが、収納員につきましては、この資料を見ますと、栃木市で2名、大平で2名、藤岡1名、都賀1名、岩舟1名ということで、旧栃木市が非常に戸数も多い、人も多いということですが、これらについては今の人数で十二分に収納員としての活躍が間に合うのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○委員長（針谷育造君） 福島収税課長。

○収税課長（福島 司君） ただいまの質問であります、今委員さんおっしゃるように、今までは総合支所と栃木市の中で9名おったわけですが、今度、本庁集約というふうなことで、6名になりました。この人数で対応ができるのかどうかというようなことでありまして、集約の前に、私のほうで事前に収納の状況の精査をいたしました。主に臨戸訪問については、高齢者並びに障がい者、こういうような社会的弱者を中心にやっていたわけですが、今回について訪問世帯を調査した結果、例えば自主納付への意向が可能になった世帯が見込まれたり、また滞納等の税が完納になり訪問が不要になったと、そういうようなことから何とか対応しておる状況であります。

以上です。

○委員長（針谷育造君） 大出委員。

○委員（大出三夫君） なかなか税金につきましては、払いたくても払えない人、そして払わない人というか、そういう方がいるかと思うのですけれども、あくまでも5年たつと失効になってしまうわけです。そういうようなことで、非常に市の財政上、この税収というのが貴重な存在になっておりますので、やはりさらなる徴収率の向上についてご努力をお願いしたいと思います。要望で結構です。

○委員長（針谷育造君） そのほかにございませんか。
平池委員。

○委員（平池紘士君） 199ページの一番下になります。処分可能財産売払事業費についてお伺いします、（栃木）になっていますけれども。端的に平成27年度の実績としてどの程度売れたのか、お伺いしたいと思います。処分できたのか。

○委員長（針谷育造君） 島田管財課長。

○管財課長（島田好夫君） 売り払いにつきましては、歳入のほうで一応額を計上しているわけなのですが、済みません、ちょっと時間をいただきたいと思います。ちょっとお待ちください。

○委員長（針谷育造君） そのほかにございますか。
大丈夫ですか。では、島田管財課長。

○管財課長（島田好夫君） 済みませんでした。歳入の関係で、144、145ページのほうに一応掲載してありまして、市有土地売払収入の合計、145ページの一番下のほうに金額がありまして、4,993万7,012円でございます。随意契約としまして5件、これについては2,704万8,174円。それと、用途廃止、法定外公共物の用途廃止の売り払いとしまして35件、金額で2,288万8,838円となっております。済みませんでした。

○委員長（針谷育造君） 平池委員。

○委員（平池紘士君） 私も歳入のほうを見てなくて、済みませんでした。

非常に経年で見ても、今年度、結構そういった処分できた土地というのがあったなど、私は感想を持っているのですけれども、担当のほうで、今後この実績を踏まえてどう捉えているのか。ありましたらお伺いしたいと思います。

○委員長（針谷育造君） 島田管財課長。

○管財課長（島田好夫君） 一応売り払いにつきましては、現在もホームページとか広報紙、それと宅建協会の協力を得まして販売のPRをしております。あとはイベント等とか、あとは県外ですけれども、住宅展示場、そういうところに出向いて、販売促進ということで進めております。それについては今後もやっていきたいと思っています。

○委員長（針谷育造君） 平池委員。

○委員（平池紘士君） 個人的にちょっと調べる時間があって、これは要望になりますけれども、代替地として、ちょうどバブル期の時期になるのですけれども、道路を計画していて、その道路を抜

く上に当たって代替地を用意して、土地を非常に多く買った経緯も、どの自治体もあるわけです。1市5町で合併したこの栃木市も、さまざまなところに代替地というものがあるが、そちらのほうも処分していかなければならない現状だと思います。処分したほうが良いと思っております。ただ、非常に狭隘なところに土地があったりとか、そういったことも踏まえて、売れるところから、あるいは処分できるところから処分して欲しいと思います。要望です。

○委員長（針谷育造君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ないようですから、2款及び8款の質疑を終了いたします。

次に、9款消防費及び10款教育費の質疑に入ります。9款は340ページから349ページ、10款は379ページの伝統的建造物群保存事業費のみが所管となります。

質疑はございますか。

松本委員。

○委員（松本喜一君） 343ページ、消防団運営費の中で、平成27年度9月豪雨災害についての分団員費用弁償なのですけれども、これは1人当たり幾らぐらい出たのでしょうか。

○委員長（針谷育造君） 上岡消防総務課長。

○消防総務課長（上岡健司君） 消防団員の費用弁償につきましては、1人当たり2,000円になります。

以上です。

○委員長（針谷育造君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） それは1回ですか。時給ですか。

○委員長（針谷育造君） 上岡消防総務課長。

○消防総務課長（上岡健司君） 1回の災害出動に際して2,000円であります。

○委員長（針谷育造君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） 消防団、9月のときには、あふれる川を目の前にして市民を守るためにパトロールなりやっていたのに、1回2,000円ですか。命がけでやっている。これは検討する余地ないのですか。

○委員長（針谷育造君） 上岡消防総務課長。

○消防総務課長（上岡健司君） 災害の出動に際しては、おっしゃるとおりかなり危険な面も確かにございます。ちなみに昨年9月の豪雨災害につきましては、9月9日から13日にかけて、延べ人数なのですけれども、2,287名の方に出動していただいております。災害出動手当は2,000円ですけれども、そのほかに年間の報酬としましてお支払いしているものもありますので、今のところは現状のまままでと考えております。

○委員長（針谷育造君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） 二千幾らということは、1人で2日間出たのかなと思うのですけれども、火災時の手当というのは同じなのでしょうか。

○委員長（針谷育造君） 上岡消防総務課長。

○消防総務課長（上岡健司君） 火災と、それから水害、それから広報とか訓練参加もありますけれども、同じ額で2,000円でございます。

以上です。

○委員長（針谷育造君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） 予算的に厳しいのでしょうかけれども、災害はそうは年中来るものではないので、少し単価面も検討していただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。要望で結構です。

○委員長（針谷育造君） そのほかに質疑はございますか。

大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） 341ページ、下段から大きく5番目の救急救命士養成の人数、何名参加してやったのか、お聞きします。

○委員長（針谷育造君） 白石警防課長。

○警防課長（白石 進君） お答えします。

救急救命士養成事業に関しましては、年間計画を定めまして、1名から2名を研修所に派遣しております。現在、現場で活動している救急救命士が39名おります。

以上です。

○委員長（針谷育造君） 大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） これは大体2名から3名というのは、年間の事業というか、それがほとんど定着をしている数なのですか。

○委員長（針谷育造君） 白石警防課長。

○警防課長（白石 進君） 年間1名から2名を計画的に派遣しています。

以上です。

○委員長（針谷育造君） 大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） この1名から2名というのは、これは計画的というか、ベストなのですか。それとももう少し人数を増やしたいのですか。その辺、ちょっとお聞きします。

○委員長（針谷育造君） 白石警防課長。

○警防課長（白石 進君） 救急救命士養成事業に関しましては、栃木県に割り当てがありまして、各消防本部からの希望人数を報告しまして、1名から2名の人選をしているところであります。

以上です。

○委員長（針谷育造君） 大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） わかりました。

○委員長（針谷育造君） そのほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ないようでありますから、9款及び10款の質疑を終了します。

次に、12款公債費及び13款予備費の質疑に入ります。400ページから403ページであります。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ないようですので、以上で歳出各款ごとの質疑を終了します。

続いて、歳入の所管関係部門を一括した質疑に入ります。58ページから187ページであります。

質疑はありませんか。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 75ページ、8款1項1目1節自動車取得税交付金についてお伺いをさせていただきます。

これは市内の方から集めた取得税の66.5%を案分したものが市に交付される性質のものでござい
ますけれども、平成27年度の決算におきまして、これが54.1%のプラスということでご説明を頂戴
しております。50%以上が自動車取得税で増えるというのはなかなかある話でもありませんで、そ
の理由といたしますか、もしおわかりでしたらお伺いさせていただきます。

○委員長（針谷育造君） 杉山財政課長。

○財政課長（杉山知也君） こちらの増額の理由でございまして、平成27年の4月にエコカー
減税の基準が平成27年度燃費基準から平成32年度の燃費基準に置きかえられたことに伴いまして、
エコカー減税の減税額が減ったものですから、自動車取得税が大幅な増額になったところでござい
ます。

一例を挙げますと、従来は平成27年度の燃費基準を達成していれば6割の減税があったわけなの
ですけれども、新しい基準では減税がなくなってしまうというふうなことになっております。

以上でございまして。

○委員長（針谷育造君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） エコカー減税ということで、その部分が置きかえられたためにというご説明
でしたけれども、市内においてそのエコカー減税対象になる車両というのはおおよそどのぐらい平
成27年度にあったかという数字はおわかりになりますか。

○委員長（針谷育造君） 杉山財政課長。

○財政課長（杉山知也君） 自動車取得税につきましては、こちらは県税でございまして、市のほう
ではちょっとわかりかねるということでございまして。

○委員長（針谷育造君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ないようですから、歳入の所管関係部門の一括した質疑を終了します。

次に、実質収支に関する調書及び財産に関する調書の質疑に入ります。実質収支に関する調書は404ページ、財産に関する調書は694ページから712ページであります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ないようですから、実質収支に関する調書及び財産に関する調書の質疑の終了をもって、本案に対する質疑を終了します。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから認定第1号の所管関係部分を採決いたします。

本決算は認定すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認めます。

したがって、認定第1号の所管関係部分は認定すべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長（針谷育造君） 以上で、当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長及び副委員長にご一任願います。

これをもちまして総務常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

（午前10時40分）